主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人野呂清一の上告趣意(後記)は、事実誤認及びそれを前提として量刑の不当を主張するものであり刑訴四〇五条に該当しない。また記録を精査しても、同四 一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年二月七日

最高裁判所第一小法廷

郎		Ξ	松	岩	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
毅			野	真	裁判官
輔		悠	藤	斎	裁判官